

平成 26 年度行政書士制度広報月間実施基本要綱

1. 期 間 (1) 準備期間：平成 26 年 9 月 1 日（月）から 9 月 30 日（火）まで
(2) 実施期間：平成 26 年 10 月 1 日（水）から 10 月 31 日（金）まで

2. 推進団体 日本行政書士会連合会

3. 実施団体 日本行政書士会連合会・各都道府県行政書士会

4. 後 援 総務省・各都道府県（申請予定）

5. 目 的

- (1) 行政書士の各種業務及び社会貢献に関する広報活動及び監察活動に一層積極的に取り組み、行政手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することにより、国民の理解と信頼を得ることを通し、行政書士制度の一層の普及・浸透を図る。
- (2) 行政書士法の適正な運用を通じて行政書士の社会的使命を遂行し、業務の拡大と会員の資格者たる意識の高揚を図る。

(3) 重 点 業 務

- | | |
|---------------|------------------|
| 1. 権利義務関係業務 | 6. 運輸交通関係法に関わる業務 |
| 2. 事実証明関係業務 | 7. 風俗営業関係法に関わる業務 |
| 3. 知的資産に関わる業務 | 8. 入国管理関係法に関わる業務 |
| 4. 建設業法関係業務 | 9. 開発行為に関わる業務 |
| 5. 農地法関係業務 | 10. 公有地等に関わる業務 |

(4) 社 会 貢 献

1. ADR分野
2. 成年後見分野
3. 東日本大震災の被災者支援

6. 具体的計画の策定

- (1) 本月間用の資料及びポスター等の効果的活用を図るとともに、行政書士電話相談、街頭無料相談の開設等により、直接国民に働きかける広報活動を展開する。
- (2) 官公署と住民との橋渡し役として、適正な役割を果たすため、関係官公署に対し窓口における理解と協力を求める。
- (3) 友誼団体並びに関係団体との友好関係を保持増進し、行政書士制度への理解を求める。

7. 報 告

各都道府県行政書士会は、今後の制度発展の参考に資するため、行政書士制度広報月間実施結果報告書を日本行政書士会連合会に提出するものとする。

平成 26 年度 広報月間スケジュール

(1) 「行政書士電話無料相談」

月 日	時 間	ご相談の電話番号	開 設 場 所
10月1日(水)	10:00~16:00	077-525-0360	滋賀県行政書士会事務局

(2) 「常設無料相談」(予約制)

月 日	時 間	開 設 場 所
毎月第1木曜日、第3土曜日	13:30~16:30	滋賀県行政書士会事務局

(3) 「許認可手続無料相談所」開設一覧表

支 部 名	月 日	時 間	場 所
大津支部	10月25日(土)	13:00~16:00	滋賀県行政書士会館
湖南支部	10月19日(日)	10:00~16:00	守山銀座平和堂守山店4F楽修院
甲賀支部	10月25日(土)	13:00~16:00	甲賀市水口社会福祉センター
湖東支部	10月13日(月)	13:30~16:00	東近江市立八日市コミュニティーセンター
彦根支部	10月10日(金)	13:00~15:00	彦根市役所(相続・許認可)
	10月17日(金)	13:00~15:00	甲良町役場(相続・許認可)
湖北支部	10月11日(土)	13:00~16:00	長浜サンパレス
高島支部	10月26日(日)	13:00~16:00	安曇川公民館